

第2 スプリンクラー設備

1 水源

第1屋内消火栓設備1に準ずること。

2 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2（（3）及び（6）を除く。）に準ずるほか加圧送水装置は、スプリンクラー設備専用とすること。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備の加圧送水装置等に関し、屋内消火栓設備を同時使用した場合に、共同住宅用スプリンクラー設備の性能に支障が生じないように設置した場合は、屋内消火栓設備の加圧送水装置等と兼用することができるものとする。

3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3に準ずること。

4 配管

第1屋内消火栓設備4（（1）及び（8）を除く。）に準ずるほか、次によること。

（1）立上り配管口径は、次表に定める口径以上とすること。

ア 標準型ヘッド、開放型ヘッド及び側壁型ヘッド

同時開放個数	8個以下	15個以下	29個以下	30個以上
立上り配管口径	65A	100A	125A	150A

イ 小区画型ヘッド

同時開放個数	4個	8個以上
立上り配管口径	50A	65A

（2）配管口径は、設けられるヘッド数の合計数に応じ次表に定める口径以上とすること。

ただし、配管口径が立上り配管口径を超える部分にあっては、当該部分の配管口径を立上り配管口径以下とすることができる。

ア 標準型ヘッド、開放型ヘッド及び側壁型ヘッド

ヘッド数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
配管口径	25A	32A	40A	50A	65A

30個以下	100個以下	100個を超えるもの
80A	90A	100A

イ 小区画型ヘッド

ヘッド数	1個	3個以下	5個以下	8個以下	9個以下
配管口径	20A	25A	32A	40A	50A

（3）送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称65の差込式受け口とする。

（4）送水口の受け口には、呼称65の差込式の差し口蓋（覆冠）等を設けること。

（5）送水口の設置場所は、防火対象物の主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。

（6）加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所にスプリンクラー設備用である旨の表示をすること。

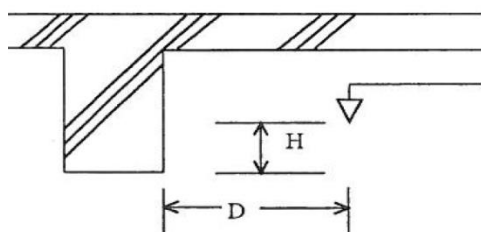
5 閉鎖型スプリンクラーヘッド

標準型ヘッド

- (1) 標準型ヘッドのデフレクターと天井との距離は0.3m以下とすること。

なお、0.3mを超えて設けなければならない場合は、標準型ヘッドに代えて日本消防検定協会において特定機器評価を受けた感熱開放継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放する継手をいう。以下同じ。）及び開放型スプリンクラーヘッドを設置すること。

- (2) デフレクター周囲の放射空間に、梁等がある場合は次表により設置すること。



D (cm)	H (cm)
75未満	0
75以上	10未満
100以上	15未満
150以上	30未満

- (3) 天井がルーバー形式又はつり天井等（以下「仮想天井という。」）で、ふとところが0.3m以上となる場合は、天井面のほか仮想天井部にもヘッドを設置すること。なお、天井面に設置するヘッドは仮想天井面を有効に散水できるよう配置すること。ただし、次のア又はイに該当する場合は、これによらないことができるものとする。

ア 天井面のヘッドを省略できるもの

(ア) 仮想天井は、下地を含め不燃材料で構成されていること。

(イ) 仮想天井のふところには、可燃物（電気配線及び器具を除く。）が用いられていないこと。

(ウ) 天井部に感熱開放継手を設け、仮想天井部に開放型スプリンクラーヘッドを設置すること。

イ 仮想天井部のヘッドが省略できるもの

(ア) 仮想天井に用いる部材は、厚さ3cm以下で、高さ10cm以下であること。

(イ) 開放部（構成部材相互の空間をいう。）の合計面積が当該仮想天井部で70%以上であること。

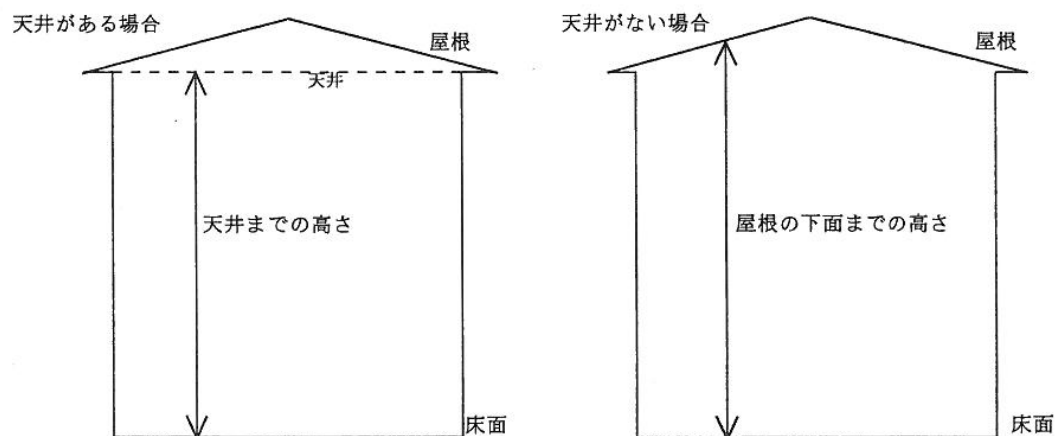
(ウ) 天井面に設けられたヘッドのデフレクターと仮想天井の間に0.45m以上の空間があること。

(エ) ヘッドは、仮想天井面を有効に散水できるよう配置すること。

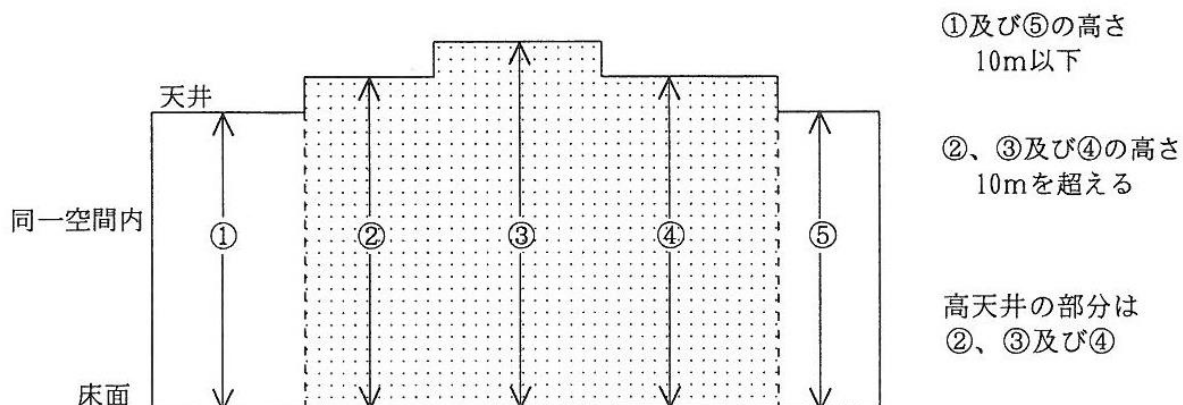
- 6 放水型ヘッド等が必要とされる高天井の部分に該当するか否かは、次により判断すること。

- (1) 床面から天井までの高さは、次により測定すること。

ア 天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ。



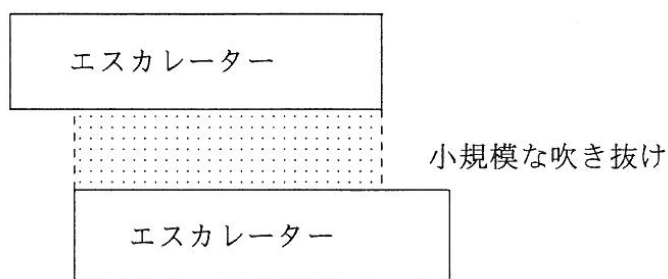
イ 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間として高さの異なる部分がある場合は、天井までの平均の高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さにより高天井の部分とすること。



ウ 天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ。

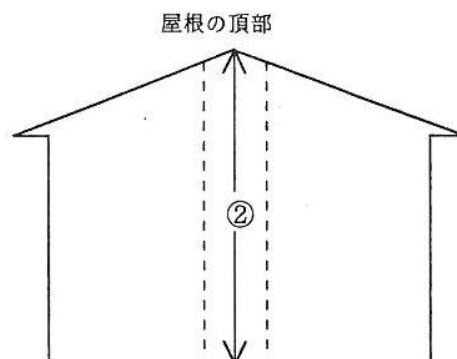
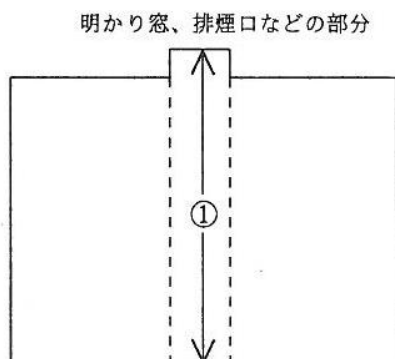
(2) 次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものとする。

ア 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分（50 m²未満）



イ 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に高天井の部分になる場合

① 及び ② 10mを超える部分



7 制御弁

規則第 14 条第 1 項第 3 号の規定による。

8 自動警報装置

自動警報装置の一の発信部（流水検知装置又は圧力検知装置。以下この項において「流水検知装置等」という。）が受け持つ区域は、3,000 m²以下とし、原則として 2 以上の階にわたらないこと。

流水検知装置等は、火災等の被害を受けるおそれが少ない不燃材料で区画した専用室又は配管室等（各階ごとに床打されていること。）に設けること。

なお、点検用の開口部は、廊下等の共用部分に面した場所に設けることとし、当該開口部に設ける扉は、施錠できない構造のものとすること。ただし、容易に解錠できる透明プラスチックカバー付き非常解錠方式等の構造のものとする場合にあってはこの限りでない。

9 試験装置

（1）末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。

（2）末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すこと。

10 放水圧力が 1 MPa を超えないための措置（放水型ヘッド等を除く。）

第 1 屋内消火栓設備 5 に準ずること。

11 表示

（1）流水検知装置の直近には、次の表示を設けること。

スプリンクラー 制 御 弁

（2）末端試験弁

スプリンクラー試験弁

（3）加圧送水装置を設置した場所には、次の表示を設けること。

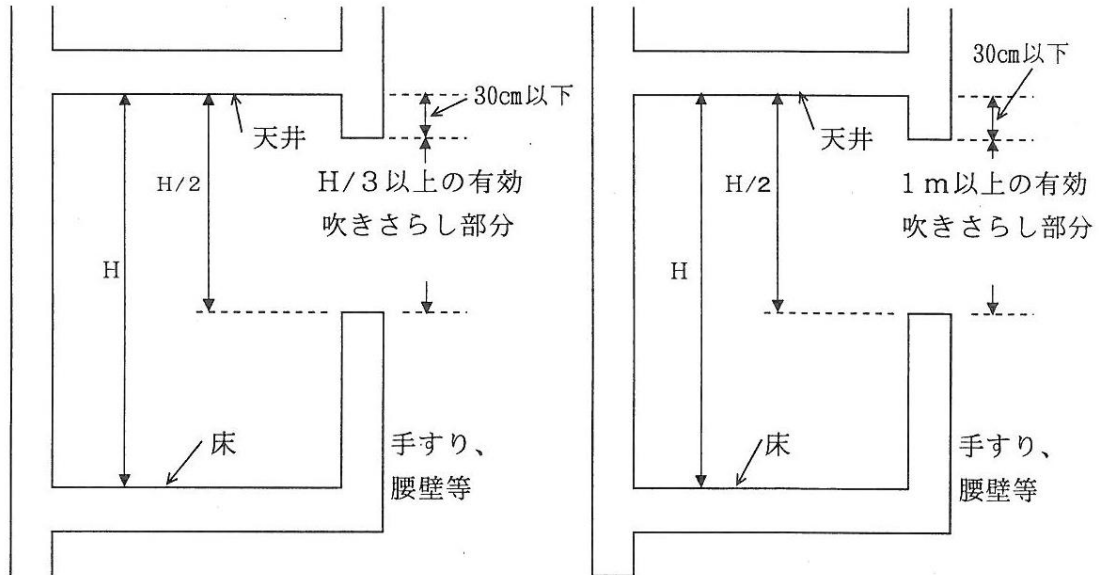
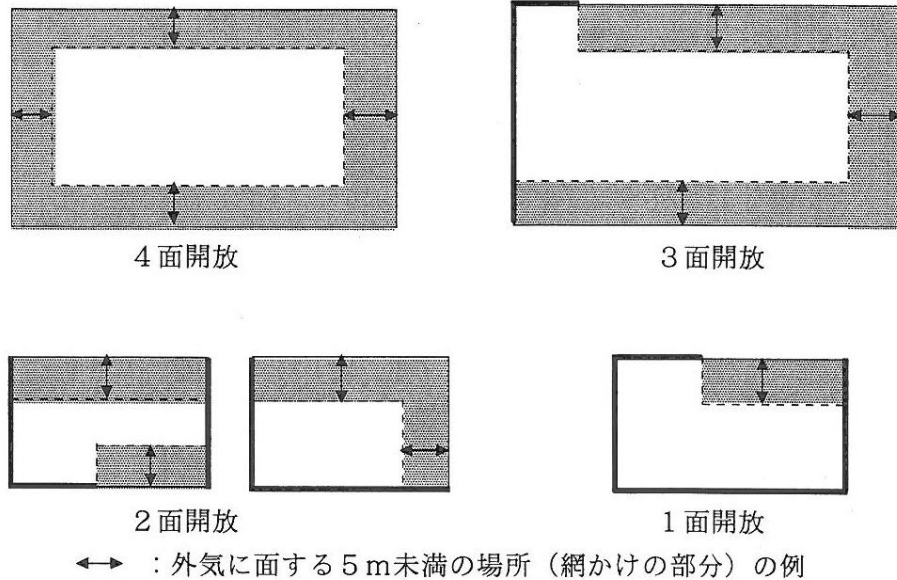
消火設備の概要
1 設置場所
2 防護面積
3 ヘッドの種別
4 加圧送水装置の性能
5 非常電源の種別
6 設置年月
7 施工者名

12 ヘッドの設置の省略等

（1）規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定する「外部の気流が流通する場所」として、開放型の廊下、通路、庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から 5m 未満で、かつ、当該部分（常時開放されている部分に限る。）の断面形状（以下この項において「有効な吹きさらし部分」という。）の部分において、次のアからウに該当する部分は、当該場所として取り扱うことができるものとする。

なお、店舗、倉庫等を使用される部分及びヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあっては、当該部分にヘッドを設けて警戒すること。

- ア 有効な吹きさらし部分は、1m以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は屋根）までの高さ（以下この項において「天井高」という。）の3分の1以上であること。
- イ 前ア有効な吹きさらし部分は、天井高の2分の1の位置より上に存していること。
- ウ 開放型の廊下、通路等の天井面から小梁、垂れ壁等の下端までは、30 cm以下であること。（第2-1図参照）



第2-1図

(2) 次の場所は、規則第13条第3項第7号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができるものとする。

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、洗浄消毒

- 室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室、汚物室
- イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液・採血室、天秤室、無菌検査室・培養室、血清検査室・保存室、血液保存に供される室、解剖室
- ウ 人工血液透析室に附属する診察室、検査室、準備室
- エ 特殊浴場、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷治療室）、新生児室、授乳室、隔離室、観察室（未熟児の観察に限る。）
- オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）
- カ 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室
- キ 霊安室

（３）次の場所は、規則第 13 条第 3 項第 8 号に類する室として取り扱うことができるものとする。

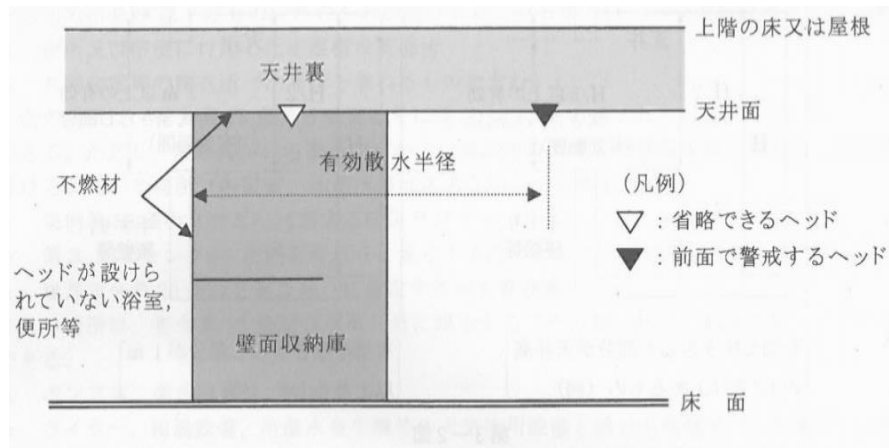
- ア 放射線同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵庫
- イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、心臓カテーテル室、X線テレビ室

（４）次の部分は、令第 32 条の規定を適用し、ヘッドの設置を省略できるものとする。

この場合、当該部分（次のオは除く）は、屋内消火栓又は補助散水栓で有効に警戒されていること。

なお、岐阜市火災予防事務処理要綱第 12 条に規定する特例適用の承認を要することとする。

- ア 金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けてある場合。
- イ 不燃材料で造られた冷凍室又は冷蔵室で、自動温度調節装置が設けられ、かつ、守衛室等常時人のいる場所に警報が発せられる場合。
- ウ アイススケート場のスケートリンク部分で、常時使用されている場合。
- エ プール及びプールサイドで、可燃性物品が置かれていない場合（乾燥室、売店等の付属施設を除く）。
- オ 次の条件に全て適合する収納庫（押入れ、クローゼット、物入れ等）で、当該収納庫の扉等側に設けられている前面側のヘッドで有効に警戒されている部分。（第 2-2 図）
- （ア）棚等があり、人が出入りできないこと。
- （イ）照明器具、換気扇等が設けられていないもので、当該部分から出火の危険が少ないこと。
- （ウ）ヘッドで警戒されていない場所に延焼拡大しないように、当該部分の天井が不燃材料で造られていること。
- （エ）当該部分に面して規則第 13 条第 3 項の規定によりヘッドで警戒されていない浴室、便所等がある場合は、壁が不燃材料で造られていること。



第 2-2 図 壁面収納庫の上部ヘッドを省略した例

13 補助散水栓

第 1 屋内消火栓設備 7 (2) の 2 号消火栓に準ずること。

14 パッケージ型自動消火設備

スプリンクラー設備に代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備については、以下の省令及び告示に従い設置することができる。

(1) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 (平成 16 年 5 月 31 日総務令第 92 号)

(2) パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 13 号)

15 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

規則第 13 条第 3 項第 9 の 2 号に規定する、スプリンクラーヘッドを省略することができる部分について、次により取り扱う。

(1) 通行の用に供する用途のみの風除室及び玄関は、廊下その他これらに類する場所として、スプリンクラーヘッドを省略することができる。

(2) 廊下に常時いす、ソファ等が設置され、共用スペースとなっている部分は、当該部分にヘッドを設けて警戒すること。

(3) 洗濯室は、脱衣所には該当しないものとし、ヘッドを設置すること。

(4) 脱衣室に洗濯機又は衣類乾燥機が設置されている場合には、ヘッドを設置すること。